

委託森林経営管理事業「森林経営ソリューション事業」実施要綱

施行 令和2年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業公社業務方法書第23条委託森林経営管理事業における、森林経営ソリューション事業（以下「ソリューション事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見積依頼)

第2条 ソリューション事業の見積依頼をしようとする土地所有者は、ソリューション事業見積依頼書（以下「依頼書」という。）（様式第1号）を、理事長に提出するものとする。

2 前項依頼書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 土地登記簿謄本
- (2) 公図（字図）
- (3) 位置図
- (4) 土地登記簿謄本の権利者と依頼者が異なる場合は、もしくは共有地にあつては、共有者・相続人代表者指定届及び同意書（様式第2号）
- (5) 相続人代表者指定届の場合、法定相続人が分かる相続関係図（様式第3号）

(採択の決定)

第3条 林業公社は、依頼書を受理したときは、当該土地及び森林の内容等を調査し採択の可否を決定する。採択の場合は、ソリューション事業業務依頼決定通知書（様式第4号）で依頼者あて通知するものとする。

2 前項通知後は、事業収支シミュレーション〔提案書〕（様式第5号）を土地所有者宛て提示する。

(契約の締結)

第4条 土地所有者は前条2項について承諾の場合、委託依頼書（様式第6号）を提出し、事業委託を依頼する。

2 委託依頼に必要な書類が整ったときは契約の締結をし、ソリューション事業契約書

(様式第7号)にて締結するものとする。

(公有林の経営管理)

第5条 公有林においてのソリューション事業は、前各条項及びソリューション事業
関連要領に定める規定を準用した手続きとすることができる。

附則

この要綱は令和2年6月1日から施行する。